



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *20 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課)..... 1
- *21 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 3
- *22 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (")..... 11
- *23 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (")..... 19

○ 告示

- 392 道路の区域変更 (道路保全課)..... 19
- 393 道路の供用開始 (")..... 20
- 394 都市計画事業の認可 (道路建設課)..... 20
- 395 紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (")..... 20

○ 訓令

- *15 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 21
- *16 和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 24

規 則

和歌山県規則第20号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--|-----------|---------------------------------------|------|--|-----------|-----------------------------|------|
| 別表第1 (第5条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成 及び事務分掌 | | | | 別表第1 (第5条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成 及び事務分掌 | | | |
| 室名 | 室長 副室長 | 事務分 担者 (室員) | 事務分掌 | 室名 | 室長 副室長 | 事務分 担者 (室員) | 事務分掌 |
| 総合統制室 | 略 | 略 <u>デジタル社会 推進課 員</u> 略 | 略 | 総合統制室 | 略 | 略 <u>情報政策課員</u> 略 | 略 |

別表第2 知事室部の部中

「広報課長
(部長付)

広域連携 を 「広報課長」に改め、
担当参事」

同表総務部の部中

「総務管理 局長」を 「総務管理 局長 行政企画 局長」 に、 「監察査察 監 行政改革 担当参事」 を 「監察査察 監」 に改め、

同部 (幹事班) 総務班の項中

「DX推進室長」を 「総務課副課長」に、 「総務課員 DX推進室員」を 「総務課員」に改め、

同部人事職員班の項中

「行政改革課長 職員厚生室長」を 「職員厚生室長 行政管理課長」に、 「行政改革課員 職員厚生室員」を 「職員厚生室員 行政管理課員」に改め、

同部管財公共建築班の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------------------|---|
| 情報基盤班 | (班長) 情報基盤課長 (副班長) 行政企画課長 | 情報基盤課員 行政企画課員 | 1 各班共通業務に関する事 2 行政情報システム等の応急復旧に関する事 3 県行政用情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関する事 4 その他必要な事 |
|-------|-----------------------------------|------------------|---|

同表企画部の部中

「人権局長」を 「人権局長 (部長付) 地域振興 監 国際担当 参事」 に改め、

同部情報政策班の項を次のように改める。

| | | | |
|-----------|---|------------|--|
| デジタル社会推進班 | (班長) デジタル社会推進課長 (副班長) デジタル社会推進課副課長 | デジタル社会推進課員 | 1 各班共通業務に関する事 2 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事 3 通信関係事業者への情報提供に関する事 4 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関する事 5 その他必要な事 |
|-----------|---|------------|--|

同表商工観光労働部の部 (幹事班) 商工観光労働総務班の項中

「商工振興課長」を 「万博推進課長 商工振興課長」に、 「商工観光労働 総務課員」を 「商工観光労働 総務課員 万博推進課員」に改め、

同表教育部の部 (幹事班) 教育総務班の項中

「総務課長」を 「総務課長 教育DX推進 室長」に、 「総務課員」を 「総務課員 教育DX推進 室員」に改め、

同部学校教育班の項中

「義務教育課長」を「義務教育課長 紀北教育事務所 所長」に、「義務教育課員」を「義務教育課員 紀北教育事務所 所員」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第12条関係)

広域防災拠点の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------------------------|-------------------|
| コスモパーク加太 | 和歌山市加太2362番地の18外 |
| 和歌山大学 | 和歌山市栄谷930番地 |
| 近畿大学生物理工学部 | 紀の川市西三谷930番地 |
| 和歌山ビッグホエール | 和歌山市手平二丁目1番地の1 |
| 旧南紀白浜空港跡地 | 西牟婁郡白浜町2926番地 |
| 田辺スポーツパーク | 田辺市上の山一丁目23番地1の1 |
| 新宮市民運動競技場及び新宮市立佐野体育館 | 新宮市佐野1501番地 |
| 総合運動公園 (サン・ナンタンランド) 多目的グラウンド及び駐車場 | 東牟婁郡串本町サンゴ台1105番地 |
| 橋本市運動公園及び和歌山県立橋本体育館 | 橋本市北馬場455番地 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則 (平成19年和歌山県規則第90号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (修学資金の貸与の額等) 第4条 修学資金は、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に年3パーセントの利子を付して貸与する。 (1)・(2) 略 2 略 | (修学資金の貸与の額等) 第4条 修学資金は、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に年10パーセントの利子を付して貸与する。 (1)・(2) 略 2 略 |

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

私は、和歌山県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、下記のことを遵守することを誓います。

- 1 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則 (平成19年和歌山県規則第90号) の規定を遵守すること。
- 2 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き指定医療機関において9年以上 (うちへき地の医療機関において5年以上) 従事すること。
- 3 医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意し、大学卒業後の医業の従事においては、同プログラムの規定を遵守すること。
- 4 1から3までにおいて、やむを得ず遵守することができないと認められる場合は、退学や心身の故障など医師として従事することが不可能であるときに限ること。
- 5 4の場合に該当すると認められず、1から3までのいずれかに反した場合には、一般社団法人日本専門医機構 (以下「機構」という。) が実施する研修制度における採用過程から専門医として認定されるまでの期間において、県が国又は機構からの求めに応じ、県の同意を得ずに離脱した者として情報提供することに、何ら異議の申立てを行わないこと。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

印

注1 氏名は、自署すること。

注2 申請者の押印は、実印を使用すること。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第12条関係)

| 地域医療医師確保修学資金返還免除申請書 | | |
|-----------------------------|----------------|--------------------|
| 1 貸与を受けた修学資金の額 | 円 | |
| 2 免除を受けようとする額 | 円 | |
| 3 大学を卒業した年月日 | 年 月 日卒業 | |
| 4 医籍登録番号及び登録日 | 第 号 年 月 日登録 | |
| 5 勤務等した医療機関の名称及び機関 | 医療機関の名称 | 期 間 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 やむを得ない理由により医業等に從事できなかった期間 | 理 由 | 期 間 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 7 免除を受けようとする事由 | | |

上記のとおり和歌山県地域医療医師確保修学資金の返還の債務の免除を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号
住 所
氏 名

㊞

注1 氏名は自署すること。

注2 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

注3 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。

別記第13号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

別記第13号様式 (第16条関係)

| 地域医療医師確保修学資金返還期限延期申請書 | | |
|--|--------------------|----|
| 返還すべき額 | 円 | |
| 返還事由 | 発生年月日 | 事由 |
| | | |
| 返還延期の理由 | 延期期間 | 理由 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 上記のとおり和歌山県地域医療医師確保修学資金の返還期限の延期を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 <div style="text-align: right;"> 決定番号 第 号 住 所 氏 名 </div> | | |

別記第14号様式 (第18条関係)

| 地域医療医師確保修学資金返還猶予申請書 | |
|--|----------------|
| 返還未済額 | 円 |
| 猶予を受けようとする期間 | 年 月から 年 月まで |
| 猶予を受けようとする理由 | |
| <p>上記のとおり和歌山県地域医療医師確保修学資金の返還の猶予を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> | |

別記第15号様式 (第19条関係)

| | |
|------------------------|--|
| 届 出 書 | |
| 届 出 事 項 | |
| 届 出 事 項 の 発 生 年 月 日 | |
| 届 出 内 容 | |

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号
住 所
氏 名

印

注1 氏名は、自署すること。
注2 本人の押印は、実印を使用すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定がされた修学資金について適用し、同日前に貸与の決定がされた修学資金については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第22号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則（平成21年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (修学資金の貸与の額等) 第4条 修学資金は、月額20万円とし、 <u>年3パーセント</u> の利子を付して貸与する。 2 略 | (修学資金の貸与の額等) 第4条 修学資金は、月額20万円とし、 <u>年10パーセント</u> の利子を付して貸与する。 2 略 |

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

私は、和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、下記のことを遵守することを誓います。

- 1 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則 (平成21年和歌山県規則第83号) の規定を遵守すること。
- 2 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き対象医療機関において9年以上 (うちへき地の医療機関において5年以上) 従事すること。
- 3 医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意し、大学卒業後の医業の従事においては、同プログラムの規定を遵守すること。
- 4 1から3までにおいて、やむを得ず遵守することができないと認められる場合は、退学や心身の故障など医師として従事することが不可能であるときに限ること。
- 5 4の場合に該当すると認められず、1から3までのいずれかに反した場合には、一般社団法人日本専門医機構 (以下「機構」という。) が実施する研修制度における採用過程から専門医として認定されるまでの期間において、県が国又は機構からの求めに応じ、県の同意を得ずに離脱した者として情報提供することに、何ら異議の申立てを行わないこと。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

印

注1 氏名は、自署すること。

注2 申請者の押印は、実印を使用すること。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式 (第11条関係)

| 地域医師確保修学資金返還免除申請書 | | |
|--|----------------|--------------------|
| 1 貸与を受けた修学資金の額 | 円 | |
| 2 免除を受けようとする額 | 円 | |
| 3 大学を卒業した年月日 | 年 月 日卒業 | |
| 4 医籍登録番号及び登録日 | 第 号 年 月 日登録 | |
| 5 勤務等した医療機関の名称及び機関 | 医療機関の名称 | 期 間 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 やむを得ない理由により医業等に從事できなかった期間 | 理 由 | 期 間 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 7 免除を受けようとする事由 | | |
| <p>上記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の返還の債務の免除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> | | |
| <p>注1 氏名は自署すること。 注2 死亡の場合にあっては、連帯保証人が連名で申請すること。 注3 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。</p> | | |

別記第12号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

別記第12号様式 (第15条関係)

| 地域医師確保修学資金返還期限延期申請書 | | |
|---|--------------------|-----|
| 返還すべき額 | 円 | |
| 返 還 事 由 | 発 生 年 月 日 | 事 由 |
| | | |
| 返還延期の理由 | 延 期 期 間 | 理 由 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| <p>上記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の返還期限の延期を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> | | |

別記第13号様式 (第17条関係)

| 地域医師確保修学資金返還猶予申請書 | |
|--|----------------|
| 返還未済額 | 円 |
| 猶予を受けようとする期間 | 年 月から 年 月まで |
| 猶予を受けようとする理由 | |
| <p>上記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の返還の猶予を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> | |

別記第14号様式 (第18条関係)

| 届 出 書 | |
|---|--|
| 届 出 事 項 | |
| 届 出 事 項 の 発 生 年 月 日 | |
| 届 出 内 容 | |
| <p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> | |
| <p>注1 氏名は、自署すること。 注2 本人の押印は、実印を使用すること。</p> | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定がされた修学資金について適用し、同日前に貸与の決定がされた修学資金については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第23号

和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則 (令和4年和歌山県規則第38号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (修学資金の貸与の額等) 第4条 修学資金は、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に年3パーセントの利子を付して貸与する。 (1)・(2) 略 2 略 | (修学資金の貸与の額等) 第4条 修学資金は、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に年10パーセントの利子を付して貸与する。 (1)・(2) 略 2 略 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第392号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 海南市下津町小南字上通り2番5地先から同市下津町小南字上通り34番5地先まで | 旧 | 6.44) 6.44 | 267.00 | |

| | | | | |
|----|---|--------------------|--------|--|
| 同上 | 新 | 8.23 } 14.22 | 270.00 | |
|----|---|--------------------|--------|--|

和歌山県告示第393号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町小南字上通り2番5地先から同市下津町小南字上通り34番5地先まで

供用開始の期日 令和5年3月31日

和歌山県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 施行者の名称

有田市

2 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画道路事業3・6・8号内川港線

3 事業施行期間

令和5年3月31日から令和10年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

和歌山県有田市港町字背戸山並びに初島町浜字砂浜地内

使用の部分

なし

和歌山県告示第395号

紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和5年3月13日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・4号打田重行線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備

え置いて縦覧に供する。)

訓 令

和歌山県訓令第15号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程 (昭和49年和歌山県訓令第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>別記第3号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>8 建設発生土の搬出先等 〔注〕建設工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>9 解体工事に要する費用等 〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別紙1に必要事項を記入し、契約書に添付する。</p> <p>略 (不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等 (設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの (以下この条において「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具 (以下この条において「工事目的物等」という。) に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。) の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> | <p>別記第3号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>8 解体工事に要する費用等 〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別紙1に必要事項を記入し、契約書に添付する。</p> <p>略 (不可抗力による損害)</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等 (設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの (以下この条において「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。) の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> |

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る

支払に充当することができる。

略

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団

支払に充当することができる。

略

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又

又は暴力団員を利用するなどしている
と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、イからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(13) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(14) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの工事の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(15) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき

略

は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、イからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(13) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(14) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの工事の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(15) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき

略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県県有自動車等管理規程 (平成13年和歌山県訓令第4号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。